

# 屋外広告物の手引

## 目次

1. ルールを守った屋外広告物の掲出を	2
2. 屋外広告物とは	2
3. あなたの広告物は適正ですか？ (屋外広告物条例の概要)	2
・禁止広告物   ・禁止物件   ・適用除外	
4. 許可の基準	5
・屋外広告物規制区域と区域区分	
5. 許可申請手続き等	14
6. 手数料	14
7. 景観保全型広告整備地区	15
8. 広告物協定地区	15
9. 屋外広告業の登録	15
10. 経過措置	15
許可申請先、問合せ先一覧	16

平成25年7月

岩 手 県



次のような広告物は、どんな場合にも、表示・設置することはできません。  
(条例第3条)

- ・ 著しく汚れたり、色があせたり、塗装がはがれ又は破損等し、良好な景観の形成、風致の維持を妨げるようなもの
- ・ 倒れたり、壊れたり、落下するおそれのあるもの
- ・ 信号機や道路標識と類似し、又はその効果を妨げる、或いはそのおそれのあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるもの



次のような物件には、原則として広告物を表示することができません。  
(条例第5条)

① 原則として全種類の広告物の表示が禁止

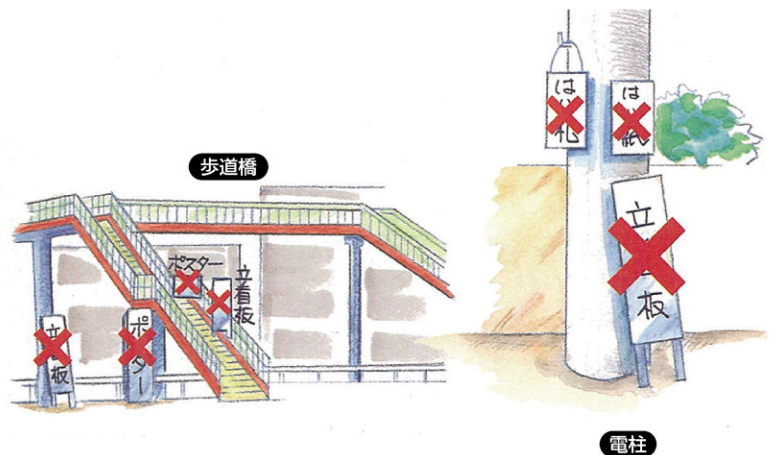
- ・ 橋梁、横断歩道橋、街路樹、路傍樹
- ・ 信号機、道路標識、防護さく、駒止め、ガードレール、里程標
- ・ トンネル、高架構造物、石垣、擁壁
- ・ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら、銅像、記念碑、郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔

② 原則として立看板、はり紙、はり札の表示が禁止

- ・ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの

①と②の例外

- ・ 適用除外に該当する場合
- ・ 一部許可を受けられる場合があります。詳細は最寄の窓口まで。

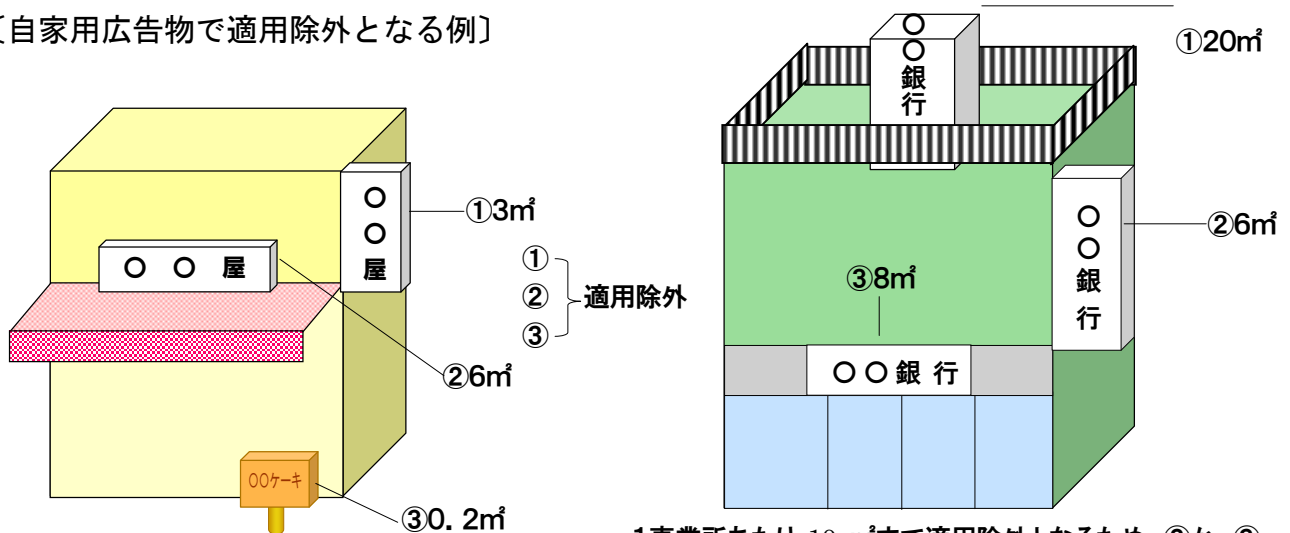


## 適用除外

社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準内で規制の対象から除外しています。（条例第7条）

- (1) 次のような広告物は、許可を受けずに表示することができます。（禁止物件に表示する場合も同様です。）
- ・ 道路標識など法令の規定により表示する広告物
  - ・ 国、地方公共団体が公共的目的をもって自己の庁舎等に表示する広告物又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物（その他の広告物については、事前に届出が必要）
  - ・ 公共的目的をもった法人（知事が指定）が公共的目的をもって当該施設等に表示する広告物又は自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示する広告物（その他の広告物については、事前に届出が必要）
  - ・ 公職選挙法による選挙運動のために表示する広告物
  - ・ 公益上必要な施設に寄贈したものの氏名、名称などを表示し、表示面積、表示箇所等が基準に適合する広告物
  - ・ 天災地変など緊急やむを得ない場合に表示する広告物
  - ・ 自家用の広告物（自己の住所に、氏名、名称、店名、商標、自己の営業等の内容を表示するもの）で表示面積が、1事業所あたり 10 m<sup>2</sup>以下のもの（禁止物件にあっては、石垣、よう壁、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び水道タンク、景観重要建造物に表示するものに限り表示でき、その場合 2 m<sup>2</sup>以下のもの）
  - ・ 自己の管理する土地などに表示する 2 m<sup>2</sup>以下の管理用の広告物（禁止物件にあっては、石垣、よう壁、送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク及び水道タンク、景観重要建造物に表示するものに限る）
- (2) 次のような広告物は、許可を受けずに表示することができます。
- ・ 工事現場の板塀等の仮囲いに表示する絵画等
  - ・ 冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物
  - ・ 講演会、音楽会等のため会場の敷地内に表示する広告物
  - ・ 人、動物、車両等に表示する広告物
  - ・ 地方公共団体が設置した掲示板に貼るはり紙で、表示面積が 1 m<sup>2</sup>以下、かつ表示期間が1ヶ月以内のもの
  - ・ 表示面積が0.25 m<sup>2</sup>以下のはり紙で、第2種及び第3種市街地景観地区に表示するもの

〔自家用広告物で適用除外となる例〕



1事業所あたり 10 m<sup>2</sup>まで適用除外となるため、②か、③のいずれか一方が適用除外となる。他の広告物は、許可申請が必要。



屋外広告物は建築物同様、景観を構成する重要な要素であることから、岩手県景観計画に即した規制誘導を行う。(岩手県景観計画の区域区分毎に屋外広告物の許可の基準等を設ける。)

規制の区域区分			建築物利用広告物									建植広告物等								
区域区分	規制種類	許可基準	第1種特別地域許可基準(文化財等)			第2種特別地域許可基準(新幹線等)			区域区分	規制種類	許可基準	第1種特別地域許可基準(文化財等)			第2種特別地域許可基準(新幹線等)					
			自家用・公共目的	案内誘導	その他	自家用・公共目的	案内誘導	その他				自家用・公共目的	案内誘導	その他	自家用・公共目的	案内誘導	その他	自家用・公共目的	案内誘導	その他
自然景観地区	表示面積 高さ 個数	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	自然景観地区	最大投影面積 高さ 相互間距離 個数	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可	10㎡以下 3.5㎡以下 設置不可			
		H15m以下 h1/3 以下	H15m以下 h1/3 以下	H15m以下 h1/3 以下	H15m以下 h1/3 以下	H15m以下 h1/3 以下	H15m以下 h1/3 以下	H15m以下 h1/3 以下			H15m以下 h1/3 以下	3m以下 3m以下 設置不可	3m以下 3m以下 設置不可	3m以下 3m以下 設置不可	3m以下 3m以下 設置不可	3m以下 3m以下 設置不可	3m以下 3m以下 設置不可	3m以下 3m以下 設置不可		
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし
農山漁村景観地区	表示面積 高さ 個数	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	30㎡以下 7㎡以下 設置不可	農山漁村景観地区	最大投影面積 高さ 相互間距離 個数	15㎡以下 7㎡以下 設置不可	15㎡以下 7㎡以下 設置不可	15㎡以下 7㎡以下 設置不可	15㎡以下 7㎡以下 設置不可	15㎡以下 7㎡以下 設置不可	15㎡以下 7㎡以下 設置不可	15㎡以下 7㎡以下 設置不可			
		H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下			H21m以下 h1/3 以下	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可		
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし
第1種市街地景観地区	表示面積 高さ 個数	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	第1種(低層)	最大投影面積 高さ 相互間距離 個数	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可	10㎡以下 5㎡以下 設置不可			
		H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下	H21m以下 h1/3 以下			H21m以下 h1/3 以下	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可		
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし
第2種市街地景観地区	表示面積 高さ 個数	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 制限なし	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 制限なし	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H48m以下 h2/3 以下 設置不可	市街地景観地区	最大投影面積 高さ 相互間距離 個数	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし	20㎡以下 10m以下 0.2m以上 制限なし			
		0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下			0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし
第3種市街地景観地区	表示面積 高さ 個数	300㎡以下(400㎡以下注1) H51m以下 h2/3以下 制限なし	300㎡以下(400㎡以下注1) H51m以下 h2/3以下 制限なし	50㎡以下 H51m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H51m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H51m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H51m以下 h2/3 以下 設置不可	50㎡以下 H51m以下 h2/3 以下 設置不可	市街地景観地区	最大投影面積 高さ 相互間距離 個数	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし	30㎡以下 15m以下(20m以下注1) 0.2m以上 制限なし			
		0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下			0≤新幹線≤250:20m以下 250<新幹線≤500:50m以下	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	5m以下 3m以下 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	0.2m以上 0.2m以上 設置不可	
		制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし			6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし	6個以内	制限なし

※壁面からの出幅は一律2m以下  
 ※H：広告物の地上から上端までの高さ  
 h：広告物の設置位置から上端までの高さ／地上から設置位置までの高さ  
 S：広告物を設置している建築物の広告物視認方向からの最大投影面積  
 →建築物の投影面積に対する広告物の割合  
 ・自然 Sの15%以下 ・農山漁村 Sの20%以下  
 ・市街地 Sの25%以下(第3種市街地景観地区及び第2種特別市街地景観地区にあっては30%以下)  
 ※可変表示式広告物2㎡以下(自然、農山漁村景観地区に限る。)  
 ※相互間の距離は、0.2m以上であること  
 ※案内誘導広告は、案内誘導の対象となる観光地等から10km以内の距離にあること。  
 注1：都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内の特定大規模集客施設

※道路を横断する場合、国道及び幅員8m以上の市町村道の横断は不可  
 ※可変表示式広告物2㎡以下(自然、農山漁村景観地区に限る。)  
 ※踏切等から10m以上離れた場所に設置  
 ※自家用広告物の場合、踏切距離制限はなし。  
 ※案内誘導広告は、案内誘導の対象となる観光地等から10km以内の距離にあること。  
 ※農地転用許可が必要なものについては、農地転用許可を受けていることについて、厳格に審査するものであること。  
 注1：都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内の特定大規模集客施設の敷地内に表示又は設置

次の地域に該当する地域には、上記の5区分ごとに加重規制がかかります。

第1種特別地域	<p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域又は場所文化財等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県指定の史跡、名勝、天然記念物の指定範囲(仮指定の範囲を含む)</li> <li>都市美観風致維持樹木保存法に基づき指定された保存樹又は保存樹林のある地域</li> <li>国指定重文(住宅以外)から500m以内の地域</li> <li>県指定重文から100m以内の地域、重要文化的景観の指定範囲内</li> <li>風致保安林</li> <li>国宝から500m以内の地域</li> <li>国指定重文(住宅であるもの)から100m以内の地域</li> <li>その他の文化財の周囲等で別に指定する範囲内</li> </ul>
第2種特別地域	<p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持することが必要な地域又は場所、新幹線、高速道路等の高架で展望景観に配慮すべき指定4路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北新幹線及びその両側500m</li> <li>東北縦貫自動車道及びその両側500m</li> <li>東北横断自動車道及びその両側500m</li> <li>国道283号線(自動車専用道路として指定された区間に限る。)及びその両側500m</li> </ul>

■ 区域区分概念図

1 自然景観地区	新幹線等 文化財等
2 農山漁村景観地区	
3 第1種(低層住居) 第一種・第二種低層住居専用地域 景観地区 風致地区 特別緑地保全地区 生産緑地地区 伝統的建造物群保全地区 一団地の官公庁施設区域	
4 第2種(住居) 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域 用途地域外で、市街地景観地区とされた区域	
5 第3種(商業) 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	

# ■ 屋外広告物規制区域と区域区分

岩手県の屋外広告物条例が適用される範囲は、岩手県の全域(中核市である盛岡市及び権限委譲された市町村の区域を除きます。)とします。

また、区域内を景観上の特性が異なる区域に区分し、特性に応じた良好な景観と街並みの形成を図ります。

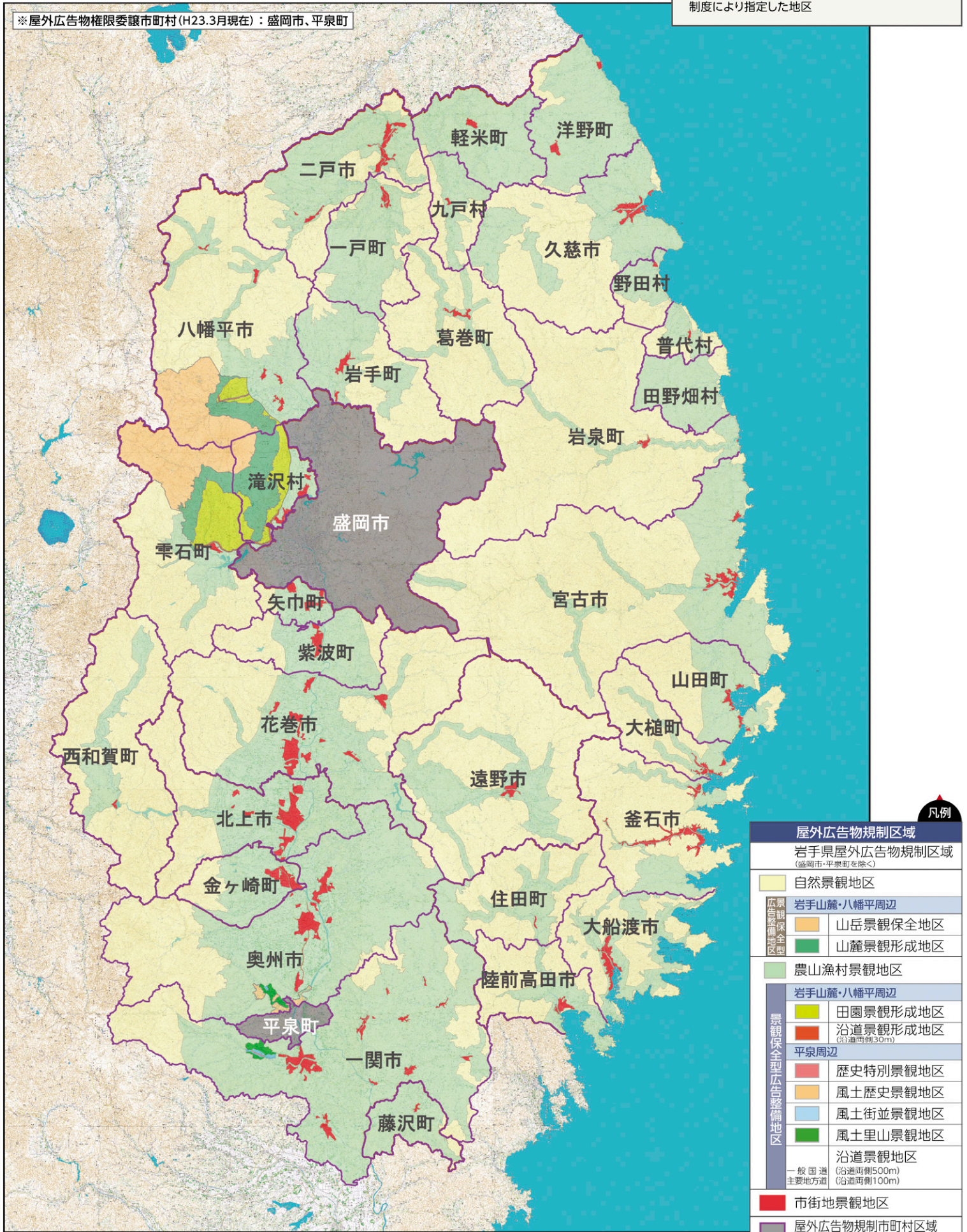
## 岩手県屋外広告物規制区域

岩手県景観計画区域(景観行政団体6市町を除く。)に、岩手県景観計画の区域区分に準ずる区域分けをした北上市・遠野市・一関市・奥州市の4市の区域を加えた全域

## 景観保全型広告整備地区

特に良好な景観の形成が必要な地域を指定し、地域の特性に応じた広告物の掲出を行おうとする制度により指定した地区

※屋外広告物権限委譲市町村(H23.3月現在)：盛岡市、平泉町



屋外広告物規制区域	
岩手県屋外広告物規制区域 (盛岡市・平泉町を除く)	
自然景観地区	岩手山麓・八幡平周辺
山岳景観保全地区	山麓景観形成地区
農山漁村景観地区	岩手山麓・八幡平周辺
田園景観形成地区	沿道景観形成地区 (沿道両側300m)
沿道景観形成地区 (沿道両側500m)	平泉周辺
沿道景観形成地区 (沿道両側100m)	歴史特別景観地区
市街地景観地区	風土歴史景観地区
屋外広告物規制市町村区域 (盛岡市・平泉町)	風土街並景観地区
	風土里山景観地区
	沿道景観地区 (沿道両側500m) (沿道両側100m)

広告物の種別及び広告物を表示・設置する地域・場所の区分ごとに、異なる許可の基準となります。  
(条例第6条第2項) 同手引P6・7参照

※自家用広告物・公共目的広告物の許可基準（特別地域除く。）です。

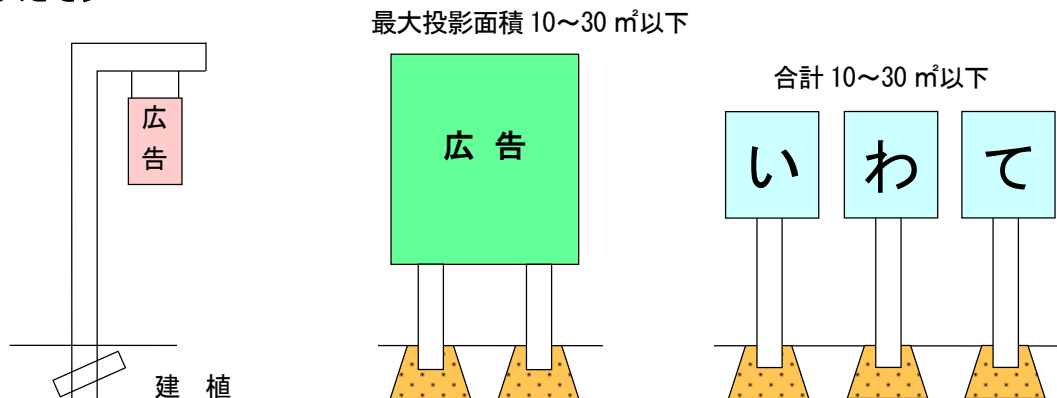
種 類 別  
基 準

### 1. 建植広告物等

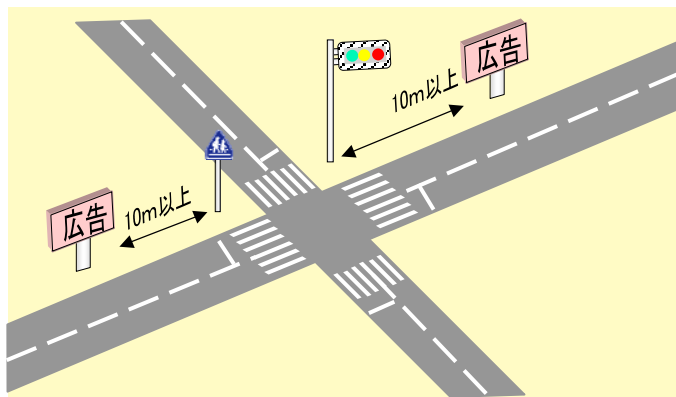
建植広告物（野立て広告物）…土地に建植するもの

- ・ 広告物の大きさ…最大投影面積が10~30㎡以下であること。
- ・ 広告物相互間距離…0.2m以上であること。
- ・ 交差点規制…踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置すること。（自家用広告物を除く。）

〔広告物の大きさ〕

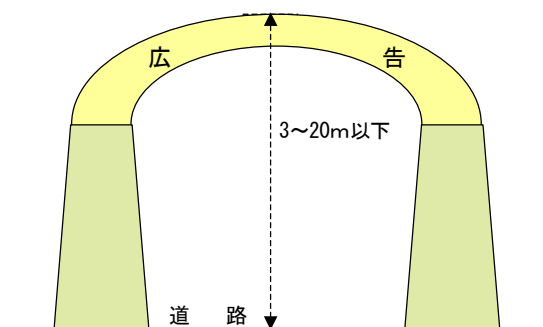


〔交差点規制〕



### アーチ広告物

- ・ 広告物最上端の高さは地上から3~20m以下であること。
- ・ 最大投影面積は10~30㎡以下であること。
- ・ 踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。
- ・ 国道、県道、幅員8m以上の市町村道路上に設置されるものではないこと。





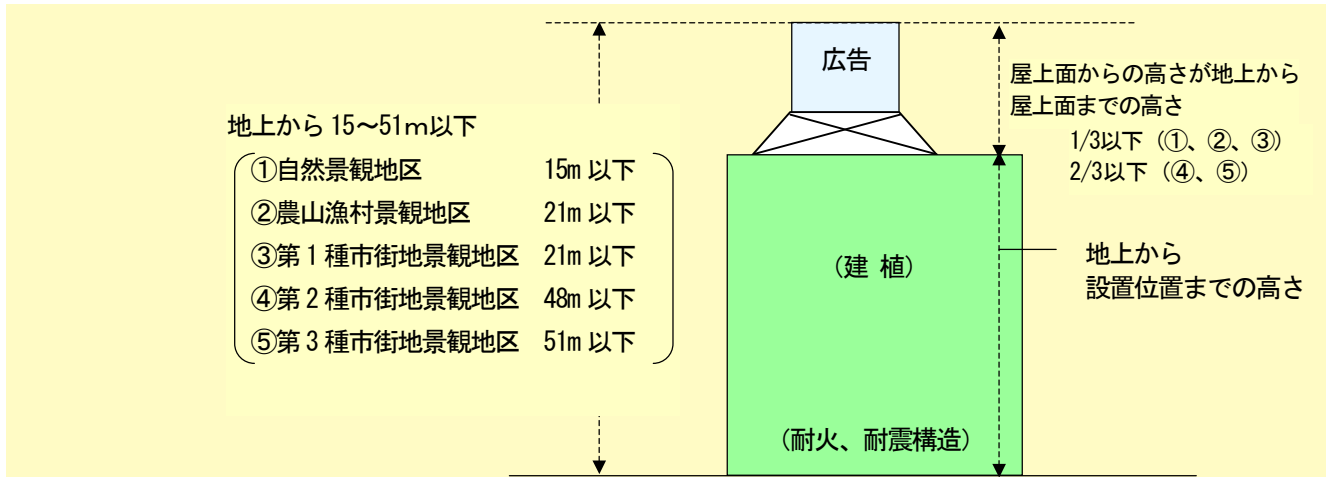
## 2. 建築物利用広告物

### 屋上広告物…建築物の屋上に建植するもの

広告物の高さ…屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの

1/3～2/3 以下であること。

地上から広告物の上端までの高さは、15～51m以下であること。

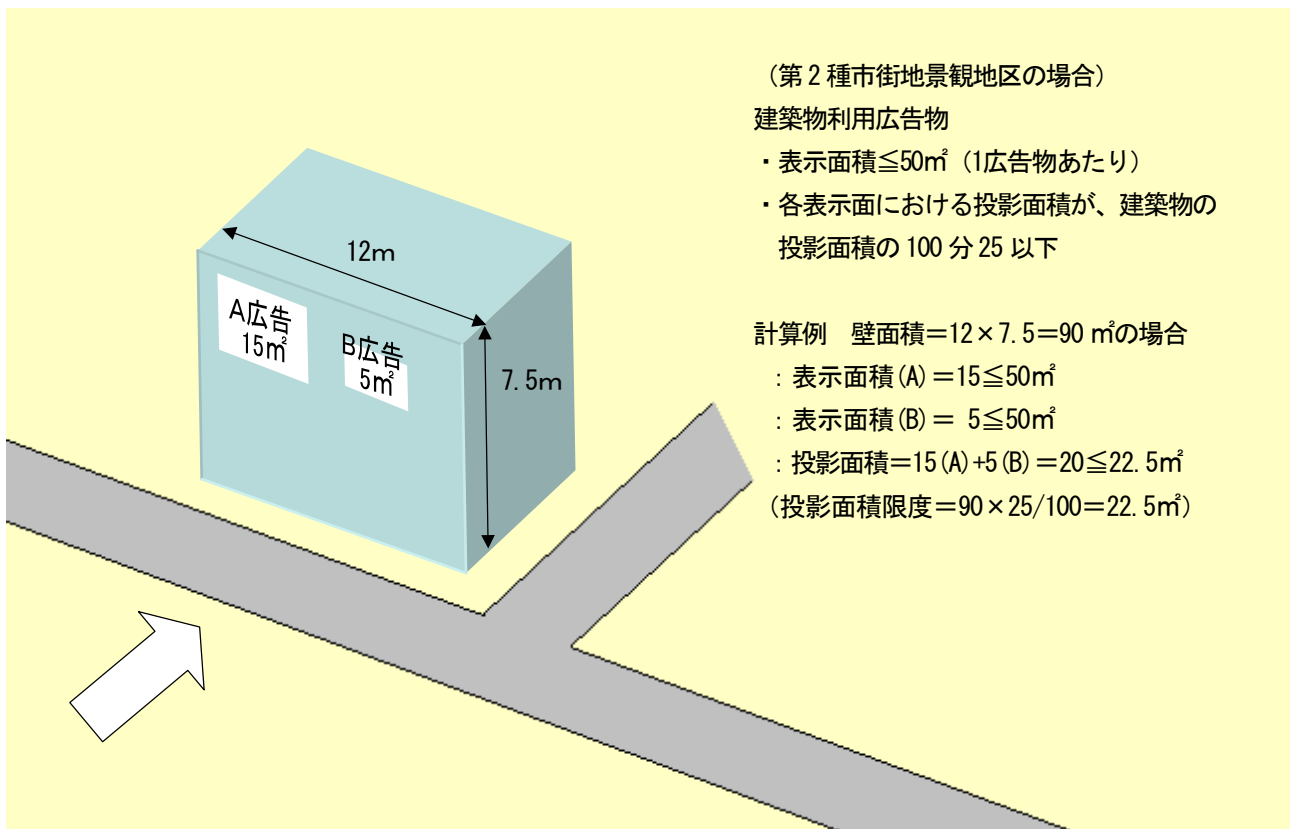


### 広告板（壁面広告物）

- ・ 広告物の大きさ…表示面積は、10～300㎡以下であること。

(商業地域内特定大規模集客施設に係るものにあつては、400㎡以下であること。)

- ・ 広告物相互間の距離…0.2m以上であること。
- ・ 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15～30以下であること。

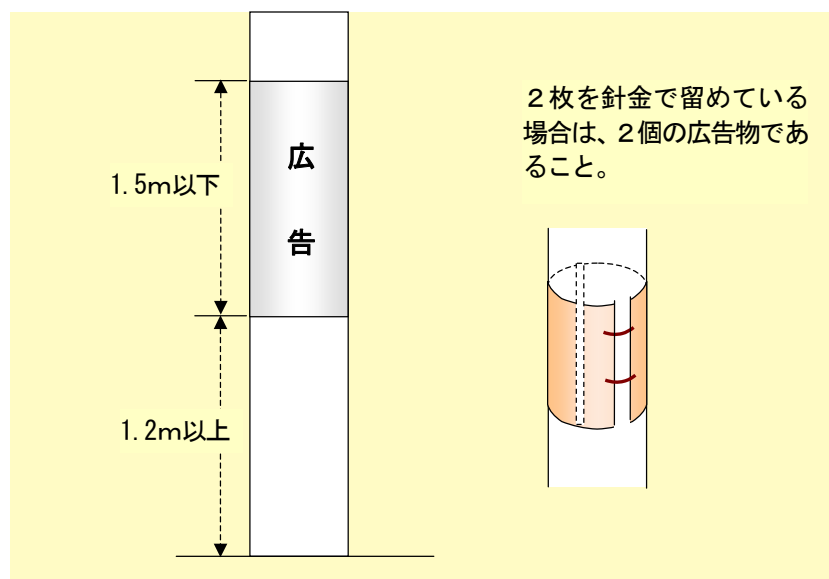




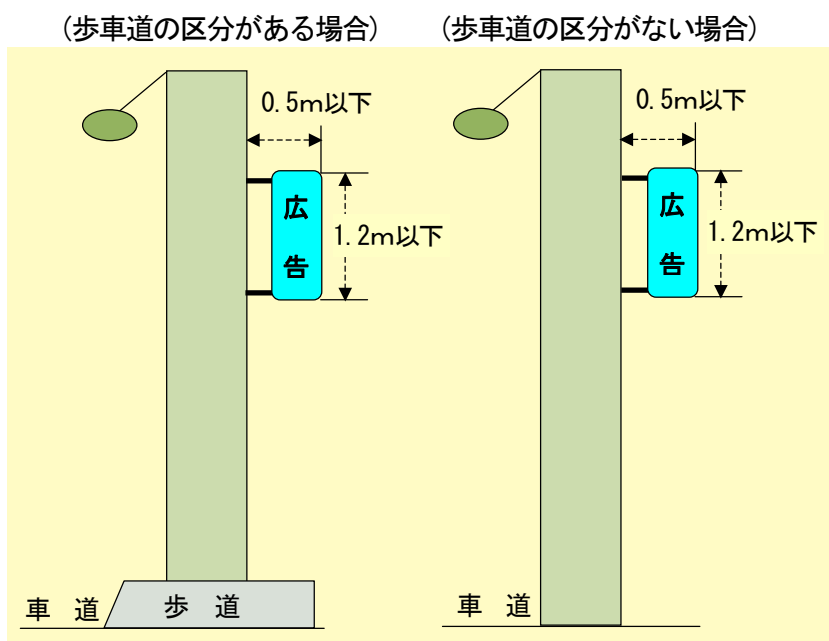
## 電柱巻付広告物、電柱そで看板

- ◎ 電柱巻付広告物
  - ・上下の長さは、1.5m以下であること。
  - ・広告物の最下端の高さは、1.2m以上であること。
- ◎ 電柱そで看板
  - ・上下の長さは、1.2m以下であること。
  - ・電柱からの出幅は、0.5m以下であること。（ただし、電柱等の保守管理上必要な足場部分を除くことができるものとする。）
  - ・同一の電柱等に同一種類のものを2個以上設置しないこと。
- ◎ 電柱巻付広告物、電柱そで看板共通
  - ・踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。

### 〔電柱巻付広告物〕



### 〔電柱そで看板〕



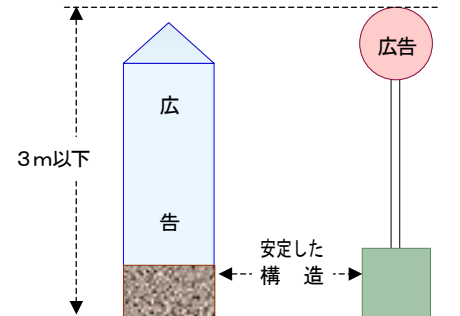
## はり紙等

広告物の種類	基準面積	高さ基準	備考
はり紙	2.0 m <sup>2</sup> 以下	—	相互間距離制限あり
はり札	0.2 m <sup>2</sup> 以下	—	相互間距離制限あり
立看板	2.0 m <sup>2</sup> 以下	3m以下	交差点規制あり

※表示面積が 0.25 m<sup>2</sup>以下のはり紙は、同一種類のはり紙は周囲 1メートル以上離すことを条件に、第2種及び第3種市街地景観地区において許可を受けないで表示できます。

## 広告柱(置広告物)

- ・最大投影面積は2 m<sup>2</sup>以下であること。
- ・高さは3 m以下であること。
- ・踏切、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーからそれぞれ 10m以上離れた場所に設置されるものであること。



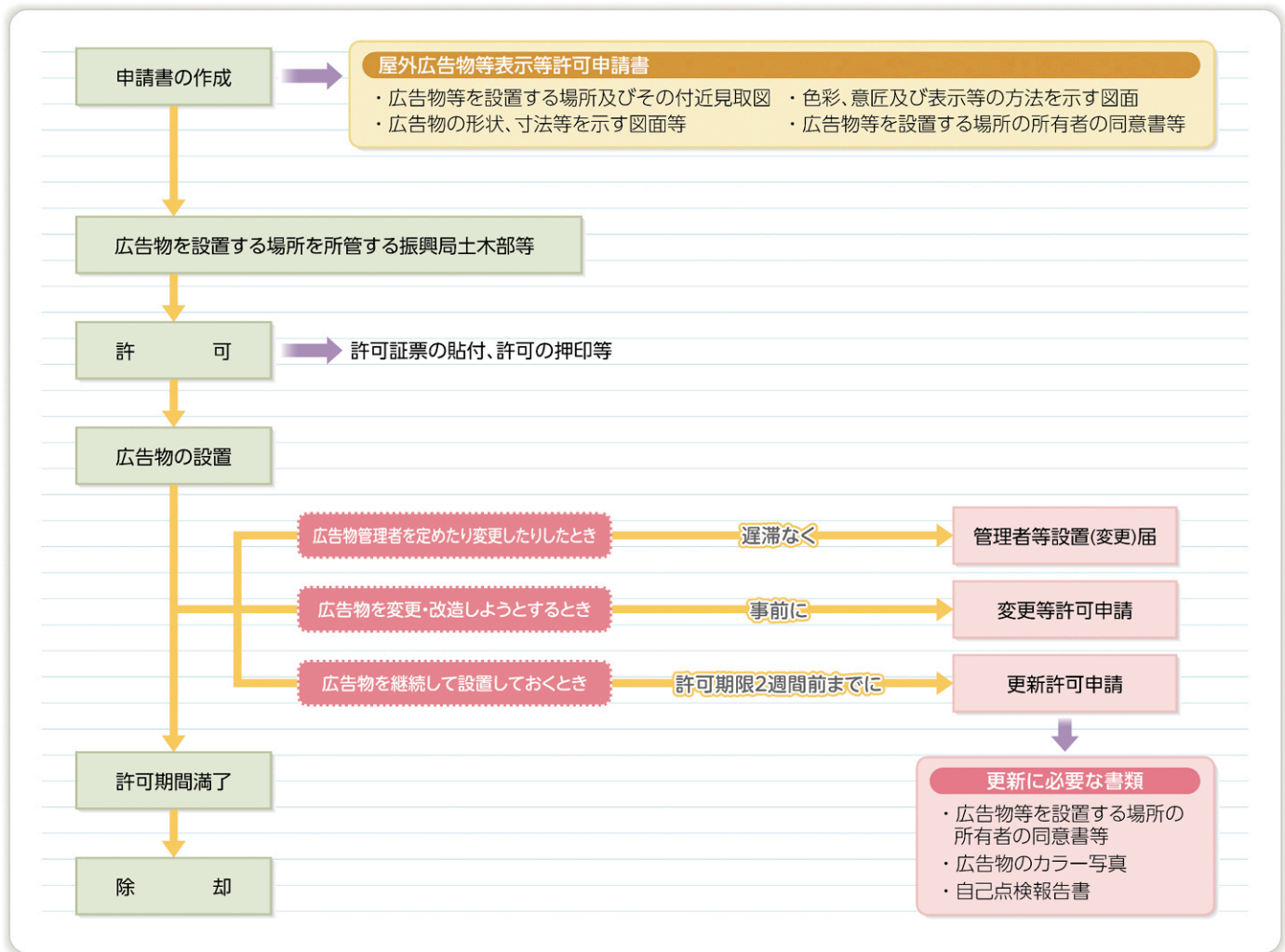
【参考】 いわてデジタルマップで、岩手県屋外広告物規制区域図、用途地域（レイヤ名：都市地域2）を閲覧することができます。

1 主題データ → 土地利用規制図を選択

2 レイヤ → 閲覧したい各種区域を選択

ホームページアドレス  
<http://gisweb.pref.iwate.jp/guide/index.html>  
 ※「いわてデジタルマップ入門」「ヘルプ」の操作マニュアルを参考に閲覧下さい。

## 5 許可申請手続き等



### ■ その他の手続き

#### 建築基準法の手続き

広告物の高さ4mを超える場合には、工作物の確認が必要です。

#### 道路法の手続き

広告物を、道路上に設置する場合には、道路管理者の道路占用許可が必要です。

#### 農地法の手続き

農地への広告物の設置には、農地転用許可が必要です。

## 6 手数料

許可申請時に、下表による手数料を、岩手県証紙で納付して下さい。

尚、政治団体(政治資金規正法による、届出済)が、はり紙、はり札、立看板の表示許可を受けるときは、手数料は要りません。

区 分		単 価	手 数 料(円)
は	り 紙	50枚までごとに	300
は	り 札	1枚につき	100
立	看 板	1枚につき	350
広	告 柱	1個につき	750
電 柱	巻 付 広 告 物	1個につき	450
電 柱	そ で 看 板	1個につき	450
広 告 幕、広 告 旗 及 び の ぼ り		1枚につき	500
ア ド バ ル ー ン		1個につき	2,600
ア ー チ 広 告 物		1個につき	3,100
広告板、そで看板、 建植広告物、屋上 広告物その他これ らに準ずる広告物	表示面積が1㎡までのもの	1枚又は1個につき	550
	表示面積が1㎡を超え3㎡までのもの	1枚又は1個につき	1,050
	表示面積が3㎡を超え6㎡までのもの	1枚又は1個につき	1,650
	表示面積が6㎡を超え10㎡までのもの	1枚又は1個につき	2,150
	表示面積が10㎡を超えるもの	1枚又は1個につき	2,150円に10㎡を超えた5㎡まで ごとに700円を加算した額

**備考** 1.ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

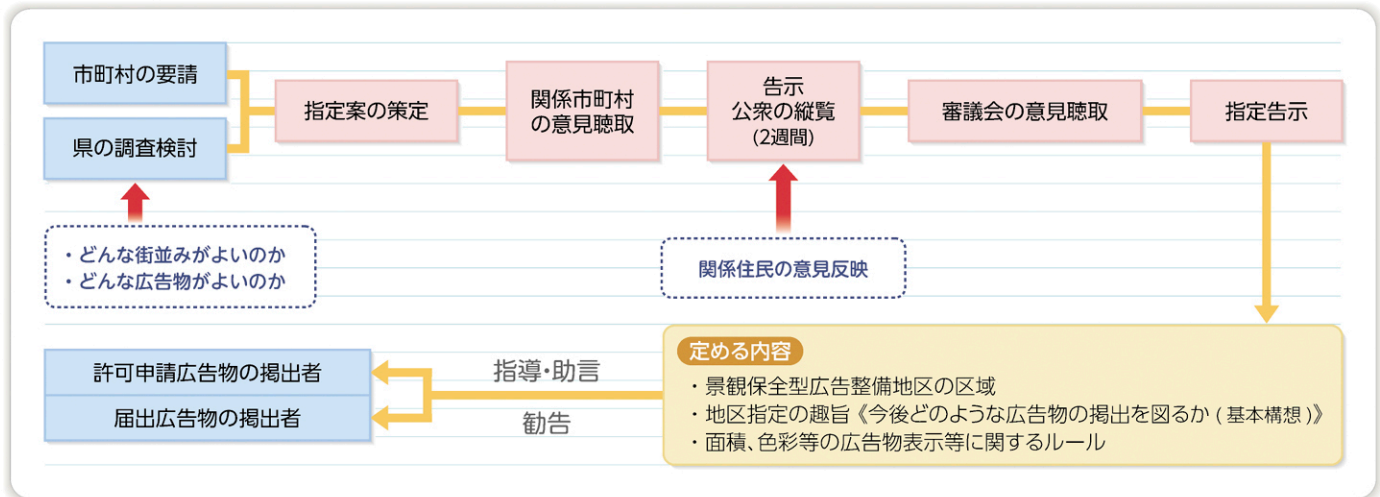
2.表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。

3.変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物又は広告物を掲出する物件について、この表より算定した額とする。

## 7 景観保全型広告整備地区

景観保全型広告整備地区制度は、主要道路の沿道地区、駅前広場、メインストリート等の地域の顔となるような地区において、特に良好な景観の形成が必要な地域を指定し、地域の特性に応じた広告物の掲出を行おうとする制度です。

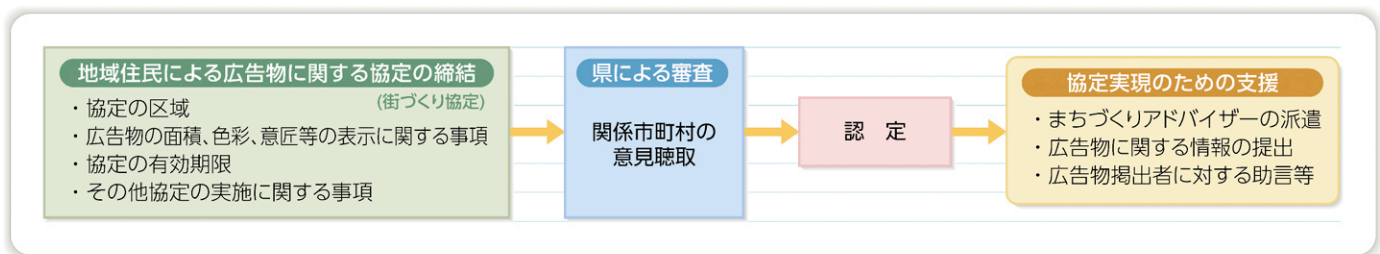
### 景観保全型広告整備地区の仕組み



## 8 広告物協定地区

広告物協定地区制度とは、そもそも景観形成は、行政の取り組みだけではなく、地域住民の取り組みも必要であることから、商店街等の地域住民の自主的な取り組み(広告物協定の締結等)がなされた場合にその実現のための支援制度です。

### 広告物協定地区の仕組み



## 9 屋外広告業の登録

県内(盛岡市、の区域を除く)で屋外広告業を営もうとする方は、岩手県の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は5年間です。

登録営業所は、各都道府県等が行う屋外広告物講習会の修了者、屋外広告士、広告美術科の職業訓練指導員免許、広告美術仕上げるの技能検定合格者または広告美術科の職業訓練修了者等の資格所有者を業務主任者として設置しなければなりません。

広告物を設置しようとするときは、登録業者に依頼してください。

## 10 経過措置

広告物又は広告物を掲出する物件で、条例第5条又は第6条の規定により広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない物件又は地域若しくは場所(以下「禁止物件等」という。)となった際に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該禁止物件等となった日から3年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、なお従前の例により、これらを表示し、又は設置することができます。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も同様とします。

また、平成23年4月1日より施行される条例により許可基準等に適合しなくなった屋外広告物の表示等については次のとおりとなります。

改正に伴う屋外広告物対応表		旧基準(現行)	新基準(改正後)	対応
1. 禁止地域又は許可地域	許可	○	○	許可更新
		○	×	既存不適格、許可更新により平成33年3月31日まで設置可能
	無許可	○	×	要撤去
		×	○	許可
2. 白地地域(規制外)	-	○	許可	
	-	×	既存不適格、平成33年3月31日まで設置可能	

※○は基準に適合、×は基準に不適合

# 屋外広告物についてのお問い合わせはこちらまで

屋外広告物についての相談や許可申請の手続きは、以下の窓口で行っています。  
お気軽にお問い合わせください。

## 1. 広告物の設置許可等申請窓口

(平成23年4月現在)

機 関 名		住所／電話番号／FAX番号	管轄
盛岡広域 振興局	土木部 管理課	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 TEL 019-629-6656/FAX 019-652-6924	紫波郡、岩手郡（雫石町、 滝沢村） ※盛岡市は盛岡市景観政策推進事務局へ
	土木部 岩手土木セン ター 管理用地課	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市9-48 TEL 0195-62-2888/FAX 0195-62-6066	八幡平市・岩手郡（葛巻 町、岩手町）
県南広域 振興局	土木部 管理課	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2 TEL 0197-22-2881/FAX 0197-51-1405	奥州市・胆沢郡
	土木部 花巻土木セン ター 管理課	〒025-0075 花巻市花城町1-41 TEL 0198-22-4971/FAX 0198-22-5929	花巻市
	土木部 遠野土木セン ター 管理用地課	〒028-0525 遠野市六日町1-22 TEL 0198-62-9938/FAX 0198-63-1088	遠野市
	土木部 北上土木セン ター 管理課	〒024-8520 北上市芳町2-8 TEL 0197-65-2738/FAX 0197-63-8378	北上市・和賀郡
	土木部 一関土木セン ター 管理課	〒021-8503 一関市竹山町7-5 TEL 0191-26-1418/FAX 0191-26-1425	一関市のうち平成17年9 月19日における一関市及 び西磐井郡花泉町 《平泉町は平泉町建設水道 課へ》
土木部 千厩土木セン ター 管理課	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方85-2 TEL 0191-52-4971/FAX 0191-51-1041	一関市のうち平成17年9 月19日における東磐井郡 の区域・東磐井郡	
沿岸広域 振興局	土木部 大船渡土木セン ター 管理課	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 TEL 0192-27-9919/FAX 0192-27-3225	大船渡市・陸前高田市・気 仙郡
	土木部 管理課	〒026-0043 釜石市新町6-50 TEL 0193-25-2708/FAX 0193-21-1106	釜石市・上閉伊郡
	土木部 宮古土木セン ター 管理課	〒027-0072 宮古市五月町1-20 TEL 0193-64-2221/FAX 0193-71-1239	宮古市・下閉伊郡（岩泉町、 田野畑村及び普代村を除く）
	土木部 岩泉土木セン ター 管理課	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋24-3 TEL 0194-22-3116/FAX 0194-22-5222	下閉伊郡のうち岩泉町及び 田野畑村
県北広域 振興局	土木部 管理課	〒028-8042 久慈市八日町1-1 TEL 0194-53-4990/FAX 0194-61-1123	久慈市・下閉伊郡のうち普 代村・九戸郡（軽米町及び 九戸村を除く）
	土木部 二戸土木セン ター 管理課	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 TEL 0195-23-9209/FAX 0195-22-1084	二戸市・九戸郡のうち軽米 町及び九戸村・二戸郡

※盛岡市、平泉町内で屋外広告物の設置許可を受けようとする場合は、同市町の条例に基づき、同市町へ許可申請を行うこととなります。

## 2. 屋外広告物の登録、講習会等の問い合わせ窓口

岩手県土木整備部都市計画課

019-629-5892（直通）